

1 サービスの向上について

3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

(3) 利用者サービスの取組

ア 情報提供施設としての取組やICT化に対応するための取組

※ 参考資料3の「4 事業の実施に関する業務」(1)(2)の項を確認の上、具体的な取組方針と実施方法を記載してください。

基本方針

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念として、「全ての県民が、等しく人格的に自律した存在として主体的に自らの生き方を追求することができ、かつ、その個人としての尊厳が重んぜられること。」「障害者一人一人の自己決定が尊重されること。」が掲げられています。聴覚障がい者が、主体的に自らの生き方を追求するためには、様々な情報を得て、理解し、選択し、自己決定が必要になります。聴覚障がい者への情報提供がこの理念の実現のためには必要となります。

また、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」第14条では、社会的障壁の除去に努めるとしています。聴覚障がい者が遭遇している社会的障壁の一つは、聴覚からの情報が得にくく、視覚での情報が乏しい又は適切な方法で提供されていないといことがあげられます。

これを受けて、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画（以下、基本計画とう。）では、「5 社会参加を促進するための環境づくり」の中で、「情報アクセシビリティ（利便性）の向上」があげられており、「聴覚障害者福祉センターにおける情報提供の充実のための取組み」が盛り込まれています。聴覚障がい者への情報提供は、この計画の中でも重要な部分であり、その実現は、「すべての人の情報保障を図り、社会参加を妨げる障壁を除去する取組みを推進します」という基本計画の実施でもあります。

聴覚障がい者は、手話、文字、音声など個々により情報を得る方法が異なります。こうした個々の聴覚障がい者が情報を得やすいよう字幕入り映像ライブラリーの提供や、各種講座の実施等で、複数の情報提供手段を用意し、その方に合った手段で情報が得られるよう努めます。また、ICT化への対応として、インターネットを活用したストリーミング配信等の、ICTを活用した情報提供等にも取り組みます。

「神奈川県手話言語条例」では、基本理念の中で「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のための意思疎通及び情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることについての県民の理解の下に、推進されなければならない。」としています。広く県民に、手話、聴覚障がい者への理解を普及するため、まず、「手話を見る」、「手話を知る」等の情報提供を行います。このことなどで、「神奈川県手話言語条例」の基本理念の実現に努めます。

また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念の中で、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度

に応じた手段を選択することができる」、「障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができる」と定められており、この理念実現に向けても取り組みます。

字幕入り映像ライブラリーの提供

具体的方針

字幕入り映像ライブラリーの提供として、DVD に手話や字幕を挿入した自主企画作品や講演収録などを制作し、ビデオライブラリーとして、寄贈いただいた又は購入した手話または字幕の挿入された DVD 等とともに、無料で貸し出しを行います。DVD 貸出による情報提供は、聴覚障がい者自らの分かりやすい方法で情報が取得でき、繰り返し視聴ができることで、情報の理解、定着がしやすくなります。また、県民に対しては手話を見る、手話を知る機会ともなります。こうした DVD は家庭等の視聴だけでなく、館内に試写コーナーを設置し、利用者の使用を促します。貸出要望の多い DVD は複数本配架します。

また、ICT の活用として、インターネットを利用した手話映像等番組を自主企画作品として制作し、ホームページからストリーミング配信を行います。パソコン、タブレット型端末、スマートフォン等で、容易に映像を視聴でき、繰り返し視聴できます。聴覚障がい者への情報提供だけでなく、県民が手話を見る、手話を知る機会ともします。

厚生労働省「令和 4 年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」結果の中で、聴覚障がい者の日常的な情報入手状況としては、「テレビ（一般放送）」が、84.3%と高い比率となっています。

総務省が発表した「令和 5 年度の字幕放送等の実績」では、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の普及目標の対象となる放送番組における、地上波テレビ番組での手話放送は、手話ニュースを放送する NHK 教育テレビでも、週 4 時間 33 分、NHK 総合テレビ及び在京キー局では、各局とも週 30 分程度となっています。一方、字幕番組の割合は、地上波テレビ番組では、NHK 総合テレビ及び在京キー局では 100%、NHK 教育テレビでは 97.2%となっています。とはいえ、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」では、深夜、早朝の時間帯や、複数での会話番組等の技術的に字幕を付すことができない放送番組は対象外となっていること、衛星放送が地上波の水準に達していないといった課題や、字幕表示位置が様々で映像やテロップと重なり見づらい、字幕表出が遅れるなどの状況もあります。

聴覚障がい者が日常的な情報入手状況として、最も高い比率の「テレビ（一般放送）」でも、聴覚障がい者が、手話などの自らの分かりやすい方法で、理解しやすい画面、映像での情報が得にくい状況にあります。

自主企画作品等の制作、提供には、情報を得にくい聴覚障がい者への、理解しやすい方法での、地域で堂々と自分らしく生活していくための情報提供の役割があります。

自主企画作品等の制作にあたっては、社会情勢の把握、ビデオライブラリーアンケートの集約、成人ろうあ者相談等から寄せられる聴覚障がい児者の日常生活に必要な情報、関係団体から寄せられる意見等を基にします。

作品の制作

自主企画作品の制作

ビデオライブラリー番組

次の番組を制作し、ビデオライブラリーに配架します。

(1) 聴覚障がい者が自らの生活や人生等を語る番組

高齢聴覚障がい者等が、自らの生活や人生を、ご自身の手話で表現する「私の思い出写真館」や手話で話題や出来事などを語っていただく番組を制作します。また、ストリーミング配信番組「手話語り」の1年分をまとめて、総集編として制作します。総集編には、字幕を挿入します。

手話の魅力や、特徴などが実感できる手話の文化的記録、ろう文化の継承としても活用します。

(2) 地域の話題などを発信する番組

神奈川県内の話題や特色等を、聴覚障がい者が手話で語る番組を制作します。字幕、音声も挿入します。認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構「目で聴くテレビ」へ番組提供も行います。

(3) 意思疎通支援者養成に関わる番組

手話通訳者養成は、聴覚障がい者の日常生活や社会参加を保障していく重要な人材養成です。手話通訳者養成では講習会受講にあたっては手話の読み取り試験を実施しています。試験問題に関する情報を制作し、手話通訳者の拡大を図ります。この番組は、地域での手話奉仕員養成の参考にも活用いただけます。また、要約筆記者養成に係る番組制作も検討します。

ストリーミング配信番組

次の番組を制作し、ホームページから配信します。

(1) 聴覚障がい者が自らの経験、思いなどを手話で語る短時間番組

聴覚障がい者自身に、日常生活で体験したこと、話題や出来事への思い、将来の夢などを手話で語っていただく番組、「手話語り」などを制作します。聴覚障がいの利用者には、他の聴覚障がい者の思いや、体験、夢など等知る機会となり、日常生活で自分らしく堂々と生きていく活力となりますし、聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障がい受容の支援ともなります。

(2) 生活情報や話題等を手話で提供する短時間番組

聴覚障がい者出演による、手話で生活情報や直近の話題を取り上げ、日常生活での注意、心がけや、聴覚障がいのために獲得が難しかった情報を提供します。「新紙幣発行」、「『エアコン』を上手に使って熱中症対策を！」などのような番組を制作します。聴覚障がい者への情報提供だけでなく、県民が手話を見る機会、手話を知る機会ともします。

(3) 聴覚障がい関連情報の短時間番組

聴覚障がい者出演による手話での解説とともに、字幕、音声も挿入した、「国際手話」、「電話リレーサービス」、「東京 2025 デフリンピック」など聴覚障がいに関連する番組を

制作します。県民に対しての聴覚障がい、聴覚障がい者の理解を普及啓発するためだけでなく、聴覚障がい児者にとっても日常生活に役立つ情報提供となります。

(4) 聴覚障がい者が学校生活、仕事について語る番組

社会で活躍している聴覚障がい者の出演により、学校生活や仕事について語ってもらう、「おしえて先輩」などの番組を制作します。字幕も挿入します。若年層の聴覚障がい者が抱く将来への不安の軽減、アイデンティティの確立、障がい受容等の支援につながる情報提供となります。

(5) 手話の普及啓発の短時間番組の制作

神奈川県手話言語条例が制定され、県民に広く手話への理解と普及が求められています。聴覚障がい者出演による、「みる劇場」など手話を子どもでも楽しめる番組を制作し、手話への関心を高めます。また、聴覚障がい児が視聴することで、手話の普及をはかります。

講座撮影による作品制作

1 聴覚障がい者による講演等の収録番組の制作

教養講座、手話通訳者や要約筆記者の養成講習会、研修会等、ろう者、中途失聴者、難聴者といった聴覚障がい者が講師として講演いただく企画があります。これらを収録して番組を制作します。手話または手話通訳だけでなく字幕も挿入し、全ての聴覚障がい児者が視聴できるよう努めます。

様々なテーマでの講演ですが、聴覚障がい者の立場からの思いや願い、意見が込められています。聴覚障がい児者が、自分らしく堂々と社会生活を営む契機となるとともに、聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障がい受容の支援につながります。また、県民にとっては聴覚障がい、聴覚障がい者の理解につながります。

また、聴覚障がい当事者団体等は、自らのニーズにより講演等を企画しています。これらを収録した番組も制作します。講演、行事等に参加できなかった聴覚障がい者への情報提供として活用します。

2 聴覚障がいに関わる講義等の収録番組の制作

手話通訳者、要約筆記者の養成講習会、研修等、聴覚障がいに関わる講義、または手話通訳者、要約筆記者に必要な専門知識の講義等の企画があります。これらを収録して番組を制作します。手話通訳者、要約筆記者等にとっては、情報の理解と定着に、県民にとっては聴覚障がいについての理解を広く普及する情報として活用します。

3 日常生活に役立つ講座等の収録による番組の制作

日常生活に役立つ教養講座、研修等を収録し番組を制作します。聴覚障がい者へが日常生活を円滑に過ぎすための支援となります。手話または手話通訳者、字幕を挿入し、聴覚障がい児者が視聴できるようにします。

手話通訳者、要約筆記者の養成に係る教材等の制作

手話通訳者、要約筆記者の養成では、その講習効果を高めるために、補助教材の役割には大きなものがあります。日常的な医療場面、相談場面や大会、シンポジウムなど、手話通訳場面、要

約筆記場面に適した教材を制作、整備、活用することで、技術、知識の水準を高め、聴覚障がい者が安心して依頼ができる手話通訳者、要約筆記者の養成をすすめていきます。

字幕挿入

字幕挿入は、手話と並んで聴覚障がい児者にとっては重要な情報提供方法です。

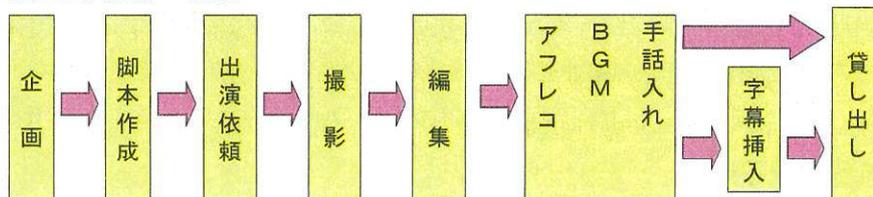
特に、人生の半ばで聴力が低下したことにより、コミュニケーション環境が一変した、中途失聴者、難聴者は、文字によるコミュニケーションにより、正確な情報を得ることができます。

番組に手話だけでなく、字幕を挿入することで、全ての聴覚障がい児者が理解しやすい情報となります。

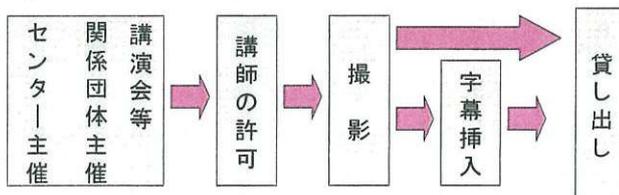
自主企画作品、講座収録作品への字幕挿入に努めます。

ビデオ制作の流れ

《自主企画作品の場合》



《講座及び講演会の収録の場合》



関係団体等への制作協力

認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構への番組提供を行います。認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構は、聴覚障がい者向け番組「目で聴くテレビ」を制作、配信しています。聴覚障害者福祉センターが加盟している特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会に対して配信番組提供の協力依頼があり、全国の聴覚障害者情報施設が番組提供協力を行っています。

また、聴覚障がい当事者団体の番組制作にも協力します。

ビデオライブラリー

自主企画作品等の DVD を、家庭等での視聴のために聴覚障がい児者等に貸し出すとともに、館内ロビーでの視聴も行います。

貸出番組はロビーに配架し、ビデオライブラリー利用者が自由に選択します。また、特徴的な番組については紹介コーナーを設けます。

DVD 貸し出し時にアンケート用紙を配付し、返却時に回収します。利用者の希望、要望を把握し自主企画番組の制作に反映させるよう努めます。

新作自主企画作品等の紹介はロビーに掲示するとともに、広報紙「神奈川県聴覚障害者福祉センターだより」に掲載、ホームページへの掲載、LINE 公式アカウント配信等により、利用の促進を図ります。

また、アンケート用紙に記載された質問、要望等に関しては、回答をロビーに掲示して周知を図ります

貸出番組

ビデオライブラリーとして、次の番組を、無料で貸し出します。

区 分		内 容
自主制作作品	自主企画作品	「わたしの思い出写真館」、「手話語り（総集編）」「通訳」「読み取り試験問題」等
	講座等収録作品	教養講座、手話通訳者養成講習会講義、要約筆記者養成講習会共通講義等
字幕ビデオライブラリー厚生労働省委託作品等		聴力障害者情報文化センター制作により著作権処理されたテレビ番組などの厚生労働省委託事業作品等
寄贈・購入作品		神奈川県議会定例会、他の聴覚障害者情報提供施設制作番組等

ただし、字幕ビデオライブラリー厚生労働省委託作品等の一部は、著作権処理に関係して、利用が聴覚障がい者に制限されている作品があります。こうした作品は、該当者のみに貸し出します。制限については、利用案内への掲載、館内掲示等で周知します。

また、手話に関する番組の解説書等も合わせて貸し出します。

利用者

神奈川県内に居住する、聴覚障がい児者、手話、要約筆記学習者等の聴覚障がい関係の学習を目的とする者及び手話サークル等の聴覚障がい関係団体とします。ただし、中学生以下はその保護者とします。

利用方法

登録申請

所定の登録申請書を記入し、身分証明書（身体障害者手帳、マイナンバーカード、運転免許証等）と、受付に提出します。

貸出カード発行

貸出カード（聴覚障がい児者用、健聴者用、団体用）を発行します。中学生以下はその保護者とします。また、「神奈川県聴覚障害者福祉センタービデオライブラリー利用案内」を配付します

貸出ビデオの選択

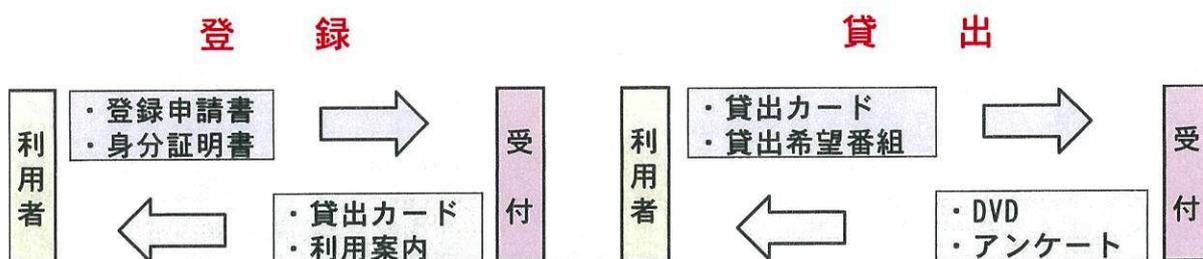
ロビーに配架した DVD ケース（解説書等も 1 本）から、3 本まで選択し、貸出カードとともに、受付に持参します。

ビデオ貸出

受付で DVD 等を貸し出します。貸出期間は、15 日間（貸出日を含む）です。アンケート用紙も配付します。

ビデオ返却

返却は受付持参及び郵送で行います。



なお、登録申請書の個人情報は、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程に基づき、厳正に管理します。

「神奈川県聴覚障害者福祉センタービデオライブラリー利用案内」には、利用対象者、登録方法、貸出本数・利用期間・返却方法等の利用方法、注意事項などのほか、「聴覚障害者用ゆうパックの利用方法等（日本郵便ゆうパック約款・聴覚障害者用ゆうパック運賃料金表による）」も記載し、利用者負担の軽減に努めます。

返却延滞については、ビデオライブラリー延滞規程に従い、適切に事務処理を行います。

ビデオライブラリーアンケート調査

ビデオライブラリー利用ごとに、返却日を明示したアンケート用紙を配付します。アンケート用紙には、利用者の要望、意見、番組の感想等を記入していただき、返却時に回収します。

要望、意見等で改善できるものは、速やかに改善を行い、利用者の利便をはかっていきます。

アンケートは匿名で行い、意見、要望についての回答は、ロビー掲示板に掲示し、周知に努めます。改善が難しいものについては、その理由を明記します。

また、手話映像検討委員会を設け、関係団体と手話映像等に関する意見交換を行い、番組制作に活かしていきます。

館内貸出

ロビー試写コーナーでの利用のため、館内でも DVD の貸し出しを行います。

利用者は、試写希望 DVD ケースを受付に持参していただき、DVD を貸し出します。字幕ビデ

オンラインライブラリー厚生労働省委託作品によっては聴覚障がい者のみ貸し出せる番組があるため確認を行います。アンケート用紙を配布し、返却時に回収します。



ロビー配架風景



DVD紹介コーナー

試写コーナー

館内ロビーに試写コーナーを設置し、利用者がDVDの視聴を行えるようにします。

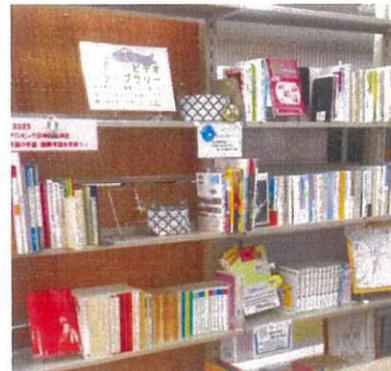
試写コーナーには、試写用モニター、DVD再生機を設置し、利用者が館内で番組を視聴できるとともに、貸出番組内容の確認にも利用いただけます。

また、アイドラゴン4を設置し「目で聴くテレビ」の視聴及び地上波デジタル放送の字幕放送の視聴の場としても活用します。

ロビーには、聴覚障がい関係の書籍も配架し、情報提供の場とします。



試写コーナー



図書閲覧コーナー

聴覚障がい者用各種機器の展示

具体的方針

聴覚障がい児者は、日常的に音や音声による情報が得にくい、得られない状況があります。日常生活を円滑に行っていくためには、こうした情報を視覚情報、振動情報等に代えて支える機器の存在が不可欠となります。

様々な機器を一カ所に集め展示、説明することで、聴覚障がい児者が複数の機器情報を一括して得られる場とします。

聴覚障がい児者が、日常生活を円滑に営めるよう情報提供を行います。

各種機器の展示

ロビーに聴覚障がい者用各種機器展示コーナーを設け、複数の会社から発売されている機器を展示し、利用者の利便をはかります。

聴覚障がい者用機器には、主に、障害者総合支援法の地域生活支援事業で、日常生活用具に指定された「聴覚障害者屋内信号装置」、「聴覚障害者通信装置」、「聴覚障害者用情報受信装置」があります。「聴覚障害者屋内信号装置」は、来客を知らせる機能または玄関チャイム音を知る機能、電話またはファックスの着信を知る機能、乳幼児の泣き声を察知する機能、目覚まし時計機能など複数の機能を持った機器で、聴覚障がい者が家庭内で日常生活を営む際に必要な情報を点滅または振動で知らせるものです。いくつかのメーカーから発売されており、使用方法も異なっています。こうした機器の幾つかを展示します。また、「聴覚障害者用情報受信装置」は「アイドラゴン 4」が対象機器のため、ロビーに設置し、視聴を可能とします。「聴覚障害者通信装置」は主にファックスが指定されています。

この他に、振動式時計や呼び出し機器等の聴覚障がい児者が日常生活で活用しやすい機器を展示します。

展示機器は、新たな機器の発売に合わせて更新に努めます。

各種機器の説明・試用・貸出

各種機器メーカーのパフレットを配置し、閲覧できるようにもします。また、「聴覚障害者屋内信号装置」等は見た目だけでは機能や使用方法が分かりにくいものもあるため、必要に応じて、機器の説明を行い、利用者の理解に努めます。説明の際は利用者のコミュニケーション方法に応じて手話、筆談等の方法で行います。

説明では、実際に機器を作動させ、利用者に試用していただきます。振動や光の強弱、使用方法の難易度など、利用者には判断できない事項もあります。実際に利用者自身が試用することで、機器の効果等を実感できます。機器の効果が確認できた場合は、利用者の希望に応じて機器を貸し出し、実際に家庭等で試用して効果を確認できるようにします。家庭等で試用してみると効果に差が生じることもあります。

また、聴覚障がい者用の機器の種類、使用方法等は意外に知られていません。手話奉仕員養成講習会、手話サークル等の学習会、各種研修会等で機器等の紹介を行う場合は、聴覚障がい、聴覚障がい者の理解の普及啓発の一環として、機器の貸し出しを行います。



聴覚障がい者用機器展示

各種講座の開催

具体的方針

聴覚障がい者は日常生活の中で情報が得にくい、または、得られない状況があります。聴覚障がい者が、自分らしく堂々と豊かな日常生活を営めるよう、各種講座を開催し情報提供を行います。

講座内容は、聴覚障がいまたは聴覚障がい者福祉に関するもの、日常生活を営むうえで必要な情報、聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障がい受容に関わるものなどを実施します。

目的によっては、特定のニーズや年齢等を対象とすることも考慮します。

実施にあたっては、広く県民に広報を行うとともに、アンケート等を行い、実施状況の評価の参考とするとともに、利用者の要望を調査し、以後の実施に役立てます。

利用者の状況に応じて、情報保障として手話通訳者、要約筆記者を派遣するとともに、ヒアリングループを活用します。

講座実施にあたり知りえた利用者個人情報、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会個人情報保護規程により、適正に管理します。

教養講座

聴覚障がい者に関わる情報や日常生活に必要な情報などを取り上げ、教養を高め、日常生活での活用、アイデンティティの確立等支援するために情報提供します。

可能なものは講座撮影を行い、参加できなかった聴覚障がい者等へ情報提供します。

年2回程度の実施に努めます。過去3年間に実施したテーマは、次の通りです。

年 度	テ ー マ
令和3年度	電話リレーサービス始動！ あなたの電話のかけ方は大丈夫？電話のマナーを学ぼう
	コロナ禍における演劇鑑賞とは コロナ禍でも、聞こえなくても、演劇を楽しもう
令和4年度	電話リレーサービス教室・電話リレーサービス登録会（未登録者対象）
	電話リレーサービス教室（登録者対象）
令和5年度	国際手話を学んでみよう（初心向け）全4回

おしゃべりサロン

十分なコミュニケーションが確立されていない、他者との交流経験が少ないなどの状況の、ろう者を対象に、コミュニケーション経験により、日常生活の改善、社会参加の促進をめざして実施します。

少人数で行い、自らの意思を他者に伝える経験、他者の意思を理解する経験をする場とします。主に手話でのコミュニケーションを図りながら、身振り、文字、写真、イラストなどの手段も用いて、参加者同士が「おしゃべり」する場とし、自由に自らの思いを語れる場をめざします。好きな食べ物、趣味、家族、旅行、スポーツなど、自らの思いや経験から表出しやすい話題をきっかけに、話題を広げていきます。

他のろう者との関りの中からも、アイデンティティの確立や、障がい受容を支援します。支援としての取組については「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」に記載します

遠方で当センターに来所しにくい方のために、地域でも開催します。年4回の実施に努めます。

「おしゃべりサロン」開催状況

年 度	センター会場	地域会場
令和3年度	2回	大磯町 1回
		小田原市 1回
令和4年度	2回	小田原市 1回
		南足柄市 1回
令和5年度	2回	開成町 1回
		秦野市 1回

難聴者サロン

難聴者が、日常生活、就業、就学などでの悩みや思いなどを、同年代の難聴者と語り合える場として実施します。

難聴者の多くは、周囲に、同じ障がい、生活環境の方がいません。そのため、難聴者としての悩みや苦しみを共有できる相手がなく、自らの思いや苦しみ、願いや夢などの感情を安心して吐き出せる場がありません。

同年代の難聴者であれば、同様の悩みや苦しみを抱えており、同じ障がい、同じ年代だからこそ本音を語り、共感が生まれ、理解しあえることも多くなります。

難聴者自らが思いを語るだけでなく、他の難聴者の話の中に、夢や将来に道を開く、気づきや発見が期待でき、アイデンティティの確立や、障がい受容の促進の支援につながります。

先輩の難聴者の体験、工夫などを聞くことで、前向きに生きる活力を得る機会とするため、特定非営利活動法人神奈川県中途失聴・難聴者協会の協力を得て実施します。

主な方法は、参加者を少人数のグループに分け、自己紹介の後、テーマに沿って話し合いを行います。話し合いの結果は、グループごとに発表し、全体で共有します。その後、メンバーを入れ替えて、別のテーマで行います。メンバーを入れ替えることで、より多くの参加者と接する機会を設けるとともに、テーマ以外の情報交換も行います。参加者数により、グループでの話し合いの回数を調整しま

す。

話し合いのテーマ設定は、参加者が事前に提出したテーマや、参加者の自己紹介から発せられた課題などを取り上げます。グループには進行役を置き、円滑な話し合いに努めます。

参加者は音声、手話、筆談など自らの方法でコミュニケーションをはかります。また、参加者のほとんどが補聴器または人工内耳を使用しているため、グループ内での共通理解のために、携帯型ヒアリンググループを設置します。また、模造紙やホワイトボードも配置します。

全体での情報共有のためには、要約筆記者及び手話通訳者、ヒアリンググループを配置します。

市町村への広報も行い、地域からの参加を促進します。年3回の実施に努めます。

支援としての取組は「イ 聴覚障がい者の支援についての取組」に記載します。

話し合いテーマ例

- ・自分の障がいをどう周囲に伝えているか
- ・職場などでの健聴者とのコミュニケーション方法
- ・耳鳴りの対処方法
- ・難聴者はどんな職業に就いているのか
- ・人工内耳について思うこと
- ・日常生活で直面する困難や挑戦
- ・補聴器のトラブルと対処方法
- ・地域や家族以外の集まりへの参加の仕方

社会生活力講座

ろう者が日常生活を、自分らしくいきいきと過ごすための情報提供をシリーズで実施します。主に手話で情報提供します。

ろう者の場合、日常生活に必要な情報を得にくい状況があります。世間では常識として扱われている事柄も、情報が得られていないことで、理解されず日常生活に活用できていない状況も見受けられます。成人ろうあ者相談では、具体的な制度、サービス、生活習慣などについて、十分な情報を得られていないために、日常生活が円滑に行われていない事例や、自己選択、自己決定が憂慮される事例などが見受けられます。説明会、講演会等で言葉としての理解は得られているものの、自己決定に必要な情報を、正確に得られていない実情もあります。ろう者が、日常生活を自分らしく堂々と生活していくための正確な情報獲得と、定着により社会生活力を培い、自己選択、自己決定を支援します。

特に、ICTの活用は日常生活を豊かにする方法でもありますが、機器の操作、取り扱いを含めて、その意義や内容が十分に得られていない状況があります。ICT活用に特化した講座も実施します。

内容は、成人ろうあ者相談に寄せられてきた内容及び日常生活を営む上で、必要な情報とします。集中して実施することで、利用者の情報の理解と定着を促します。利用者の情報獲得、定着状況を把握し、確認しながら講座をすすめるために、10人程度で実施します。

年間5回の講座を、2シリーズ実施します。

実施にあたっては手話での情報提供を主とし、講師を招聘するときは、必要に応じて、手話通訳者を配置します。成人ろうあ者相談利用者などを含め広く参加を呼びかけます。

シリーズ例

回	内 容
1	免疫力アップ
2	ハラスメントについて
3	令和時代の人との付き合い
4	聴覚障がい者と健聴者の常識
5	ハンドセラピー

回	内 容
1	電話リレーサービス使ってる？登録してみよう 電話リレーサービスの困りごととどんなこと？
2	電話リレーサービス登録したけど、どんな時に使うの？ 電話リレーサービスの使いかたを知りたい
3	電話リレーサービスと防災・災害について 生活に役立つアプリをダウンロードしてみよう 防災・気象・路線。ショッピング・旅行予約他 Wi-Fiって何？ 便利？ どこでやるの？
4	県センターの ・ホームページを見よう ・YouTubeで動画を見よう ・LINE公式アカウントに登録して情報を集めよう ・QRコードを使ってみよう ・遠隔通訳って何？ 一度やってみよう
5	ITのこんなこと知りたかったよ IT座談会

移動教室・職業研修

聴覚障がいまたは聴覚障がい者福祉に関するもの、日常生活を営むうえで必要な情報、聴覚障がい者のアイデンティティの確立や、障がい受容に関わるものなどの情報提供を、地域で行う移動教室を実施します。

地域で開催することで、地元の聴覚障がい者の利便性を高めることができます。

この事業は、神奈川県聴覚障がい者の組織である、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会に委託し、実施していただきます。ただし、委託にあたっては、神奈川県との協議、承認が必要となります。

また、聴覚障がい者が就労し、社会生活を営んでいく場合、就業に必要な技術の向上は不可欠です。しかし、個人経営や個々の聴覚障がい者にはそうした技術研鑽の機会が少ない状況にあります。理容等の職業に関する研修や、就労に必要なパソコン等の操作の研修を、同様の職業に就く会員が多く参加している、また、聴覚障がい者の状況を把握し、聴覚障がい者への周知しやすい公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会に委託し、実施していただきます。ただし、委託にあたっては、神奈川県との協議、承認が必要となります。

移動教室テーマ例

- ・電話リレーサービスの使い方とマナー
- ・エンディングノートの書き方
- ・マイナンバーカード知っていますか
- ・あたり前ってなかに 多様な社会をめざして
- ・自転車ルールをもっと知ろう

移動教室実施地域

年 度	市町村名
令和3年度	松田町
	逗子市
令和4年度	藤沢市
	相模原市
	二宮町
	伊勢原市
	寒川町
	綾瀬市
	鎌倉市
令和5年度	藤沢市
	小田原市
	三浦市
	厚木市
	相模原市
	茅ヶ崎市
平塚市	

職業技術研修実施状況

区 分	回 数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理容研修	1	1	1
パソコン操作技術研修	24	26	28

※令和3年度は、オンラインによる実施あり。

ICT化への対応

具体的方針

インターネット、パソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末などのICT(Information and Communications Technology) 関係の機器が普及し、手軽に様々な情報を得ることができるようになってきています。聴覚障がい者の間でも同様に、メール、LINEなどのSNSも日常生活の中で活用されています。また、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス、音声認識文字変換アプリ等の利用も拡大しています。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念でも、「デジタル社会において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。」としており、ICTを活用しての意思疎通の推進が掲げられています。

社会のICT活用が発展するなか、聴覚障がい者の生活環境も変化してきています。ICTを活用した情報提供及び情報保障に努めていきます。

また、各種事業でも活用による業務の効率化を図るとともに、利用者がICTを活用しやすい環境整備及び利用の利便性の向上にも努めます。

情報提供におけるICT化への対応

ストリーミング配信

ホームページから手話動画を、ストリーミング配信します。配信番組は、自主企画番組として制作します。

番組はインターネットを活用して、パソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末等から手軽にご覧いただけます。

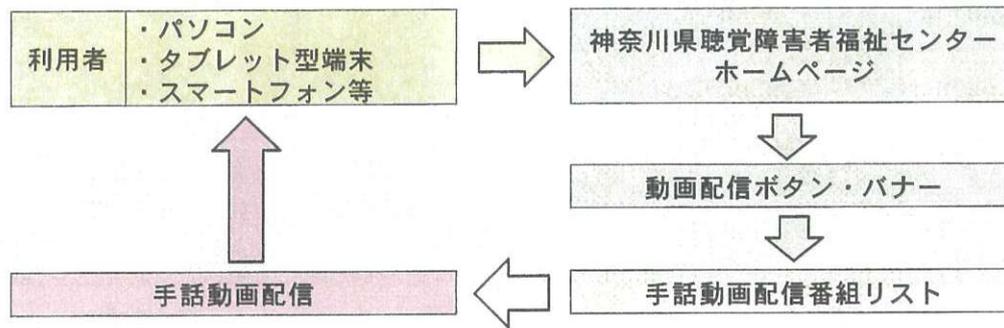
聴覚障がい者自身が経験や思いを語る「手話語り」や直近の話題などを扱った情報動画、手話の普及や聴覚障がい関連情報などの番組を配信します。配信番組は、利用者が負担なく、繰り返し視聴できるよう、短時間の番組を制作します。

また、聴覚障がい児者への情報提供だけでなく、県民に広く聴覚障がい児者について理解を広める情報としても、活用していきます。

利用方法

利用者がパソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末等から、ホームページにアクセスし、動画配信ボタンまたは、バナーから、配信番組リストを選択し、視聴希望番組画面をクリックすることで、動画を配信します。

ストリーミング配信の流れ



配信番組

次の自主企画番組を配信します。

区分	内容
手話語り	聴覚障がい者自身が体験や思いなどを、自らの手話で語っていただきます。「全国ろう者大会」、「ハマっていること」など。
情報動画	日常生活に必要な情報や、最近の話題などを手話で配信します。「生成AIって何」、「『南海トラフ地震臨時情報』って知ってる？」など。
啓発動画	聴覚障がい者に関連する情報を手話、字幕、音声で配信します。「手話について」、「聴覚障がい者の日常生活用具」など。
手話普及等動画	こどもでも親しみやすく手話への関心が高められる番組など。「みる劇場」、「おしえて先輩」など。手話、字幕、音声で配信します。

ストリーミング配信番組は、著作権の二次使用にあたるため、バックグラウンドミュージックや、著作物の映り込みなどを配慮した番組制作を行います。

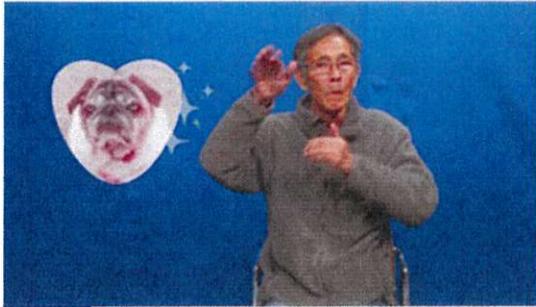
番組はサーバーの容量の課題があるため、動画共有サービスを活用してアップロードします。そのため、ホームページだけでなく、動画共有サービスからも視聴可能となります。

新しく配信を開始した番組は、ホームページを通して紹介します。利用者の新たな番組への期待感を高め、利用拡大に努めます。

動画情報では、一定期間を経過した番組で、「箱根火山情報」等、状況に変化があったものなどは順次、配信を終了します。

また、事業内容を紹介したガイドテープなども配信します。これらの番組は、聴覚障がい児者への情報提供だけでなく、広く県民に事業内容を紹介し、センターの利用に結びつけるため、聴覚障がい、聴覚障がい者への理解を促進する取り組みとしても重要です。

文字媒体での理解から、映像媒体での理解につなげることで、聴覚障害者福祉センターを、より身近に感じ、気軽に利用できる環境の整備に努めます。



手話語り



動画情報



聴覚障がい関連情報



手話普及の番組

聴覚障害者用情報受信装置の視聴

「障害者総合支援法」地域生活支援事業の日常生活用具の中で、「聴覚障害者用情報受信装置」対象機器である「アイドラゴン4」を設置します。

認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構が制作、配信している、手話と字幕番組「目で聴くテレビ」及び手話、字幕配信番組といった聴覚障がい者用番組を、インターネット回線を通して視聴することができます。

手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」は、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会などが中心になり設立された認定特定非営利活動法人障害者放送通信機構が制作しており、聴覚障がい者が作り手となり、聴覚障がい児者が視聴しやすい、分かりやすい番組構成となっています。

また、地震等の大規模災害では、ニュース番組にリアルタイムで手話や字幕を挿入して放送します。

「アイドラゴン4」には、アーカイブ機能があり、過去に放送した「目で聴くテレビ」番組や地域の聴覚障害者情報提供施設が制作した番組、行政の防災情報等も視聴できます。チューナー機能があるので、地上波デジタル放送、衛星放送の視聴にも活用できます。



ホームページの活用

ホームページは、インターネットを使用しての情報提供、情報発信として活用します。パソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末からもアクセスでき、情報を取得できます。聴覚障がい児者だけでなく、広く県民への情報提供、情報発信を推進していきます。

ホームページには、各事業等の紹介欄、動画配信欄、「講座・講習会・研修のお知らせ」、「センター事業のお知らせ」、「センターからのお知らせ」、「手話通訳者、要約筆記者・盲ろう者通訳介助員向け」、「聴覚障害児・者関連情報」、「聞こえでお困りの方は、こちら」の欄を設け、情報を発信します。また、神奈川県手話言語条例、神奈川県盲ろう者支援センター案内、合理的配慮、電話リレーサービスなど聴覚障がい関係情報の提供及び講座等の事業周知に関するバナーも設けます。必要に応じて新たな情報を掲載します。

各種事業等の紹介欄では、相談、支援、派遣などの各事業の概要を分かりやすく紹介し、利用につながります。

動画配信欄は、ストリーミング配信番組へアクセスし、番組配信を行います。

「講座・講習会・研修のお知らせ」は、講習会や講座等の周知、募集に活用します。手話通訳者や要約筆記者の養成講習会案内や教養講座等の各種講座のお知らせなどを掲載します。利用者の利便をはかるため、講習会や講座の受講案内や申込書などもこの欄からダウンロードができるようにします。

「センター事業のお知らせ」は、センター事業に関わる情報を配信する欄として設けています。動画配信の更新情報などを掲載し利用の促進をすすめます。

「センターからのお知らせ」は、休館日に関する情報や、アンケート結果等を掲載し、利用者への周知に活用します。

「手話通訳者、要約筆記者・盲ろう者通訳介助員向け」は、神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者、神奈川県盲ろう者通訳・介助員のための欄で、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の研修情報を掲載し、参加を促進します。神奈川県手話通訳者、神奈川県要約筆記者、神奈川県盲ろう者通訳・介助員は次年度の登録更新にあたっては所定の研修会受講が必要なため、研修会情報を随時更新します。また、登録更新についての情報等も掲載します。

「聴覚障害児・者関連情報」は、軽度・中等度難聴児補聴器購入補助事業、電話リレーサービスの紹介、聴覚障がい児者が活用できる情報を掲載します。また、掲載依頼のあった情報も掲載します。

「聞こえでお困りの方は、こちら」は、聴力や補聴器の相談の欄へリンクしています。利用者が相談事業欄を探さなくてもすぐに、情報が得られるよう利便をはかります。

この他にも、必要に応じて情報を掲載し、利用者が様々な情報が得やすい状況を作っていきます。また、様々な情報の中から、知りたい情報を容易に探すために、検索機能を設けます。

メールの活用

ホームページには、各事業のアドレスを掲載しています。事業等の問い合わせ、連絡などになどで活用する機会が多くなっています。

利用者のニーズにより、各種資料、画像等の必要な情報提供にも活用します。

ホームページ「お問い合わせ・アクセス」欄に掲載しているメールアドレス

【総合受付】（部屋予約・見学予約等含む）	office@kanagawa-wad.jp
【手話通訳者、盲ろう者通訳・介助員派遣担当】	haken@kanagawa-wad.jp
【要約筆記者派遣担当、要約筆記者養成担当】	pc-youyaku@kanagawa-wad.jp
【相談・支援、聴力検査、補聴器調整担当】	soudan@kanagawa-wad.jp
【ビデオライブラリー担当】	video@kanagawa-wad.jp
【手話通訳者養成担当】	shuwa-y@kanagawa-wad.jp
【盲ろう者に関する相談】	moro-sodan@kanagawa-wad.jp

SNS の活用

SNS (social networking service) は、インターネットを活用した情報共有システムで、文章、画像、動画を共有できます。様々な種類があり、広く利用されています。

YouTube については、動画共有サービスとして手話動画配信に活用します。聴覚障がい者の利用が多いとされる LINE では、「神奈川県聴覚障害者福祉センターLINE 公式アカウント」により、講座や事業紹介などの情報提供を行います。「神奈川県聴覚障害者福祉センターLINE 公式アカウント」は、災害時の情報配信、情報共有の活用を計画しています。

また、若年層の利用が多いとされる Instagram も活用して、聴覚障がい乳幼児支援情報などを配信します。

その他の SNS についても、活用に向けて検討を進めていきます。



LINE 公式アカウント



Instagram

情報保障における ICT 化への対応

手話通訳者・要約筆記者のオンライン派遣

新型コロナウイルス感染拡大を契機に、手話通訳者、要約筆記者のオンライン派遣が本格化しました。インターネット回線を利用して、Web 会議システムを活用して実施します。

詳細は、「エ 聴覚障がい者をサポートする人材の養成や体制の整備に向けた取組」に記載します。

事業におけるICT化への対応

WEB 会議システムの活用

WEB 会議システム（Zoom など）を活用して、事業を実施します。

相談では、オンラインで自宅等からの相談ができ、遠方または、乳幼児がいたり、高齢者等の介護を行っているなど自宅等からの外出が難しい利用者からの相談に活用します。また、乳幼児支援等でも活用します。

相談は、原則、予約制のため事前に日時を調整して行います。

講座、講習会、研修会等では、オンラインでの参加に活用します。自宅、職場等から気軽に参加できることから、利用者の利便性の向上と、参加者の拡大が期待できます。ただし、講座、講習会、研修会等は、手話通訳者、要約筆記者を配置する場合もあり、手話通訳者画面及び要約筆記表出画面を組み合わせでの通信が必要となるため、十分な準備を要します。

この他に、オンラインのみでの研修や会議、打ち合わせ等に活用します。

動画配信サービスの活用

研修会等では、事前に録画した映像を、動画配信サービス（YouTube 等）を活用して、オンデマンドで配信し、研修会等の受講をすすめます。

オンデマンド配信は、利用者の希望する時間、場所での視聴が可能で、受講率のアップが期待されます。また、繰り返し視聴できることから、配信内容の理解、定着が期待できます。

オンデマンド配信では、事前に対象者へ URL 等を周知し、視聴後にアンケートまたはレポートの提出により、受講を確認することとします。

Web アプリケーションの活用

Web アプリケーション（Google フォーム、フォームメーカーなど）を活用します。

講座、講習会、研修会等での申込に活用します。利用者は決められた項目を選択、または入力することで、容易に申込を行うことができます。時間、場所に関係なく行えるため、利用者の利便性が向上します。また、主催側としても、利用者の申込内容を容易に集計、判別が可能となり、利用者のニーズに対応した内容や方法等で実施できるため、講座等の充実と、事務効率の向上が期待できます。

QR コードの活用

講座、講習会、研修会等での申込にあたっては、高速読み取りを重視したマトリクス型 2 次元コードである QR コードをホームページ掲載欄、チラシ、案内等に掲載し、タブレット型端末及びスマートフォン等のカメラ機能から、QR コードを読み取り、Web アプリケーションへの接続できるように努めます。このことで、利用者の利便性を向上します。

QR コードを、スマートフォン等のカメラ機能で読込、手話動画配信にも活用します。

音声認識文字変換アプリ等の活用及び紹介

音声認識文字変換アプリ等を、講座、講習会、研修会等で活用し、受講者の発言等を、聴覚障がい講師等が把握、確認するために活用します。ただし、音声認識文字変換アプリ等は100%完全な文字変換は行えず誤変換もあるため、講師等が質問等により、変換内容を確認し、誤変換を補います。

また、聴覚障がい児者の相談等で、音声認識文字変換アプリ等を紹介し、日常生活でのコミュニケーションの円滑化を支援します。ただし、誤変換の存在や確認方法等を合わせて紹介します。

紹介アプリ等の例

- ・「UDトーク」
- ・「Speech Canvas」
- ・「YY文字起こし」
- ・「YYProbe」
- ・「声文字」（自立コム（有料））
- ・「見える電話」
- ・「こえとら」
- ・「声で筆談」
- ・「タップで会話」
- ・「Live Transcribe (Android)」
- ・「Vosual」
- ・「しゃべって筆談」

など



メールの活用

ホームページには、各事業のアドレスを掲載しています。事業等の問い合わせ、利用者との連絡調整、職員間での情報共有等になどに活用します。

クラウドの活用

一部の相談記録等については、データをインターネット上に保管するクラウドを活用して、担当者間の状況共有に努めるとともに、記録等の保存スペースの確保、事務効率の向上に活用します。

クラウドの活用については、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&Aの、「第三者に該当しない場合」7-53、7-54、7-55の内容に該当することを確認のうえ、いわゆる「クラウド例外」として対応します。クラウドを扱う業者が、単純なハードウェア・ソフトウェア保守サービスのみで個人データを取り扱わない契約であること、取扱いを防止するためのアクセス制御等の措置が講じられていることを、十分に精査、確認の上、活用します。

ただし、個人情報保護委員会から、その他のクラウド利用についての留意事項等が発表された場合は、その内容を確認の上、クラウドを扱う業者及び活用方法を検討します。疑義が生じた場合は、業者の変更、利用の中止または活用方法の変更等を行い、個人情報保護を徹底します。

AI の活用

AI (Artificial Intelligence : 人工知能) は、急速に発展し、社会の様々な分野で活用されています。AI の機能には、文字を音声化する機能もあり、手話動画への音声挿入へ活用します。また、今後、事業での AI 活用の可能性をさぐり、可能なものから活用します。

ICT 機器の試用

企業等が開発した、聴覚障がい児者の ICT の有効活用が期待される機器を試用し、有効活用 of 程度を調べ、有効活用が期待できるものは、導入または紹介を行います。

試用した機器・ソフト名等の例

- ・情報混合表示システム「アラートマスター」
- ・自動音声認識システム「レルクリア」
- ・指向型自動音声認識システム「VUEVO (ビューボ)」
- ・手話音声変換コミュニケーションシステム「SureTalk (シュアトーク)」

館内利用における ICT 化への対応

Wi-Fi の活用

各部屋に Wi-Fi ルーターを設置し、インターネットが利用できる環境を整備します。

インターネットは、今や日常生活で当たり前のように活用されています。パソコン、スマートフォンや携帯電話、タブレット型端末の普及は家庭だけでなく、外出場所でも使用できる環境も拡大しています。聴覚障がい児者の間でも、映像や文字による情報も多いため、有効活用しています。

各部屋の利用者が、その場で Wi-Fi が容易に活用できる環境を作ります。



パソコンの貸出・配置

パソコンの貸出及び検索用パソコンを配置し、利用者の利便を図ります。

聴覚障がい者団体等が会議、講座等で部屋を利用する際、パソコンをプロジェクターに接続し資料等を投影し、会議、講座等をすすめることも多くなっています。こうした場合に活用できるよう、貸出用のパソコンを整備し、利用者の利便をはかります。様々な団体に貸し出すため、返却後には、画面等を確認し、情報が残っていないかをチェックします。

また、ロビーにインターネット検索用パソコンを配置し貸出を行います。インターネットを使用した検索、情報の入手等により、利用者の利便をはかります。

ただし、インターネットを使用する場合、有料サイト、有害サイトへのアクセスを制限するためのセキュリティを施すとともに、著作権の関係からプリントアウトは行えないこととします。

情報モニターを設置

ロビーにモニターを設置し、「神奈川県聴覚障害者福祉センターガイドテープ」や自主企画番組等を放映します。放映時間は開館時間内とし、繰り返し放映します。ガイドテープを除く番組は、定期的に入れ替えます。

利用者がロビーを使用する際、リラックスしながら様々な番組を視聴でき、情報が得られます。



部屋利用状況確認掲示

講習室、会議室等は事業で使用する以外に、聴覚障がい当事者団体、関係団体等に利用いただきます。部屋の貸出は予約制で行います。利用したい日程に、希望する部屋が空いているか確認できるよう、部屋の利用状況を表示したモニターをロビーに設置します。

4か月先までの状況を掲示することで、利用者の利便をはかります。

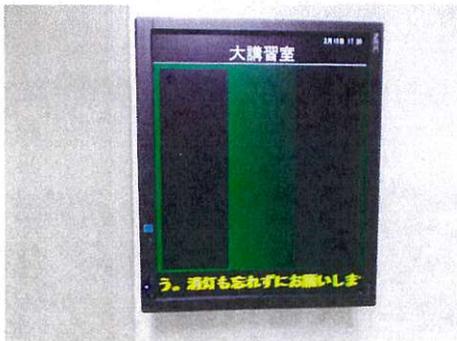
また、講座等の事業の周知にも活用します。



部屋利用表示

各部屋の扉前に、モニターを設置し部屋の利用事業名または、利用団体名を表示します。モニターには、利用時間も表示するため、何のために、何時まで使用してよいか分かります。利用する部屋の確認等に活用していただきます。

また、使用後の消灯、忘れ物などの注意喚起にも活用します。



施設予約総合案内

玄関わきに、モニターを設置し、当日の利用事業名、部屋名、利用時間を表示します。当日の利用状況が一覧で表示されるため、利用する部屋が確認できます。

また、利用時間、閉館日の案内にも活用し、利用者の利便をはかります。



QRコードの活用

館内に、見学説明手話動画配信用 QRコードを配置し、見学者等が、スマートフォン等のカメラ機能で読込、手話動画による説明を視聴しながら館内見学を行う等、動画配信に活用します。

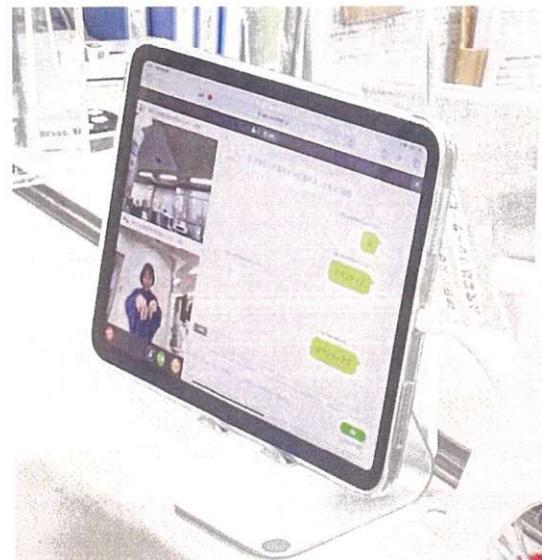


ICT機器の設置

企業等が開発した、聴覚障がい児者のICTの有効活用が期待される機器を試用し、有効活用が可能なものは設置して、利用者の利便性の向上に努めます。



自動音声認識システム「レルクリア」



手話音声変換コミュニケーションシステム「SureTalk (シュアトーク)」